



# 駒岡地域ケアプラザ ～あおぞら便り～

社会福祉法人 横浜鶴声会  
横浜市駒岡地域ケアプラザ  
発行責任者: 板山 重樹  
〒230-0071 鶴見区駒岡 4-28-5  
TEL 570-6601 FAX 570-6602  
<http://www.y-kakuseikai.or.jp/kococp/>

包括支援センター

## 「あおぞら便り」創刊にあたって

「あおぞら便り」は、地域の身近な情報をより多くの方にお届けするために創刊されました。地域包括支援センターが中心となり作成していますが、まだまだ手探りの状態です。皆さまのご支援・ご協力を、よろしくお願いいたします。

横浜市駒岡地域ケアプラザ 所長 板山重樹

## サギ被害が多発しています！

「民事訴訟管理センター」と名乗る機関からハガキが届いたとして全国の消費生活センター等に寄せられた相談が今年3月下旬から急増しています。

消費者に、過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、それに関して「裁判所に訴状が提出された」「給与、動産物、不動産物の差し押さえ」などと脅して不安にさせようと、訴訟の取り下げ等について相談するよう、誘導しています。

**「民事訴訟管理センター」からハガキが届いても、決して相手に連絡せず、支払わずに無視してください。不安を感じたり対処に困ったりした場合には、すぐにお近くの消費生活センター等（消費者ホットライン188(いやや)）に相談してください。**

### 総合消費料金未納分訴訟最終通知書

訴訟番号 そ355

この度御通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事を御通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このまま御連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等の御相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成29年4月■日

民事訴訟管理センター

〒102-8888

東京都千代田区九段南1-■■■

消費者相談窓口 03-■■■■

受付時間 9:00~20:00



これは鶴見区内のあるお宅に実際に送られてきたハガキです。



これ、なんのこと？  
よくわからないけど  
怖い…電話して聞いて  
みようかしら？

難解（意味不明）な文章で不安をあおり、電話をさせてしまうという手口です。注意してください！！



# 生活支援

## 体制整備事業

では、このまちで元気に暮らし続けるために必要なものを考えていきます。

楽しい居場所  
ボランティア やってみたい  
お買い物がいっぱい不便...

これからやりたいこと、あったらいいなと思うものはありますか？  
駒岡地域ケアプラザの生活支援「コーディネーター」へお声をお寄せください。

おとなりぞい  
お知らせしたい  
地域の活動  
募集中!

# 生活支援お知れせ

「コーディネーター」からの

◆使って便利なサービスや、助け合いの活動、ご高齢の方が行きやすい、地域に開放された場所などをご紹介します◆

下末吉・宝泉寺ちかくのおぎも文具店  
店内にお茶飲みスペースができました。

参加費 百円  
(第二・四火曜二時)  
絵手紙体験会 実施中

お気軽に立ち寄ってほしいとのこと。  
お休みの日など、お問い合わせは  
おぎも文具店さんへ直接お願いします。  
(電話：571-3889)

## 俳句・短歌投稿コーナー

駒岡地域ケアプラザエントランスにある、投稿箱に投稿して頂ければ、こちらの投稿コーナーに載るかもしれません。  
投稿お待ちしております！

【郵送の場合は下記宛先まで】

〒230-0071

横浜市鶴見区駒岡4-28-5

横浜市駒岡地域ケアプラザ

あおぞら便り「俳句・短歌投稿コーナー」宛て



★お気軽に駒岡地域ケアプラザへご連絡ください。  
駒岡地域ケアプラザ 地域包括支援センター  
担当：前野・荒井・櫻本・一杉・高橋・内野

開館日 (年未年始以外)

月～土 9:00～21:00 日・祝日 9:00～17:00

TEL 570-6601 または 581-0519 (相談専用)

FAX 570-6602

\*車での来館はご遠慮下さい。但し、身体的な理由で車での来館を希望される方はご相談下さい。

